

2年生～6年生用

令和4年4月

保護者様

飯能市教育委員会

日本スポーツ振興センターについてのお知らせ

日本スポーツ振興センターの「災害給付制度」は、児童・生徒が学校管理下で思わぬ災害にあったとき、保護者の方に下記のような給付をし、保護者の負担軽減と併せて児童・生徒の活発な教育活動を推進し、学校教育の円滑な実施を図ること等を目的としています。

これは、任意加入ですが、飯能市では全員加入を基本としておりますので、趣旨をご理解いただくと共に、ご協力をお願いいたします。なお、小学校1学年時にお申し込みをされた方は、2学年以降は掛金をご負担いただくことで自動継続されます。

記

- 1 共済掛金の保護者負担額 1人 年額460円
※共済掛金は920円ですが、1/2の460円は市で負担いたします。
- 2 災害共済給付の内容
 - ・医療費 健康保険の療養に要する費用の4割を給付します。
但し、医療費の総額が5,000円未満（窓口での支払いが1,500円未満）のときは、対象になりません。
 - ・障害見舞金 88万円～4,000万円
(登下校中の災害の場合は、上記の1/2の額)
 - ・死亡見舞金 3,000万円
(突然死・登下校中の死亡の場合は、上記の1/2の額)
- 3 請求方法
 - ・請求は、すべて学校を通して行います。
 - ・事故が発生した場合、担任と養護教諭に届け、所定の用紙を受け取り、医師の治療を受けてください。
 - ・緊急の場合は、治療後、速やかに学校に連絡し、所定の用紙を受け取って、医師にお届けください。

*なお、給付金は教育委員会から保護者の口座に直接送金することとなっております。

※飯能第一小学校では、掛金の¥460を教材費と一緒に集金させていただきます。

(加入を希望しない場合は4/28日(木)までにお申し出ください。)